

名張市内の居宅介護（介護予防）支援事業所一覧

利用できる 要介護度	事業所名	郵便番号	所在地	電話番号 (0595)
要支援	名張市地域包括支援センター 介護予防支援事業所（名張市役所内）	518-0492	名張市鴻之台1番町1番地	63-7833
要支援 要介護	近鉄スマイル桔梗が丘ケアセンター	518-0643	名張市桔梗が丘西3番町1街区10番地	65-3813
要支援 要介護	国津園 居宅介護支援事業所	518-0504	名張市神屋765番地	69-1316
要支援 要介護	株式会社スーパーシルバー人材センター	518-0464	名張市赤目町柏原2330番地	48-7478
要支援 要介護	ケアプランセンター 大地	518-0504	名張市神屋114番地	62-6120
要支援 要介護	居宅介護支援事業所ほっこり	518-0409	名張市すずらん台西4番町71番地	68-3123
要介護	伊賀福祉居宅介護支援事業所	518-0413	名張市下比奈知2872番地2	62-2266
要介護	在宅複合型施設グリーントピア名張	518-0602	名張市東田原2745番地	65-8500
要介護	コウセイ介護支援サービス	518-0611	名張市新田2230番地1	67-2600
要介護	訪問看護ステーション そらまめ	518-0479	名張市百合が丘東9番町260番地	48-7972
要介護	居宅介護支援事業所 第2はなの里 和み	518-0485	名張市百合が丘西5番町1番地	64-2525
要介護	医療法人寺田病院 居宅介護支援事業所	518-0441	名張市夏見3260番地1	63-8239
要介護	居宅介護支援事業所 名張もみじ山荘	518-0469	名張市赤目町長坂250番3	62-3388
要介護	ケアマネ処 のんびり	518-0611	名張市新田1233番地3	66-2223
要介護	居宅介護支援事業所 はなの里	518-0609	名張市西田原2000番地	66-1234
要介護	居宅介護サービス ひろこの家	518-0411	名張市滝之原1587番地4	68-7010
要介護	ハローケア 訪問看護ステーション桔梗	518-0603	名張市西原町2628番地1	67-2080
要介護	居宅介護支援事業所みちびき	518-0603	名張市西原町2920番地2	48-6650
要介護	社会福祉法人 名張市社会福祉協議会 居宅介護支援事業所「ふれあい」	518-0718	名張市丸之内79番地 (総合福祉センターふれあい内)	63-1441
要介護	居宅介護支援事業所 桃の里	518-0623	名張市桔梗が丘3番町4街区43番地20	48-5088
要介護	居宅介護支援事業所ハッピーウッド	518-0615	名張市朝日町1247番地1	42-8828
要介護	居宅介護支援事業所すみれ	518-0602	名張市東田原336番地2	48-7531
要介護	和の風名張伊賀まる居宅介護支援事業所	518-0741	名張市梅が丘南1番町213番地	51-5141
要介護	ケアプランセンターまめやか	518-0615	名張市美旗中村2327番地	48-7272
要介護	居宅介護支援事業所ほっとライフサービス	518-0622	名張市桔梗が丘2番町6街区1番地	74-0255
要介護	有限会社福笑み居宅部	518-0702	名張市鴻之台2番町57番地	41-2880

名張市内の小規模多機能型居宅介護事業所一覧

事業所名	郵便番号	所在地	電話番号 (0595)
小規模多機能型居宅介護施設 うぐいす	518-0411	名張市滝之原337番地1	68-0060
多機能介護施設 宴	518-0741	名張市梅が丘南1番町211番地	63-3730
小規模多機能ホーム スマイル	518-0752	名張市蔵持町原出247番地1	48-6935
セントケア豊後町	518-0728	名張市豊後町262番地1	63-1082
多機能ホームはなの里	518-0611	名張市新田2940番地6	48-7474
小規模多機能型居宅介護事業所 とんぼ池	518-0737	名張市安部田1094番地	61-0733
共生型小規模多機能とんぼ池サテライト	518-0737	名張市安部田1108番地	63-8208
小規模多機能型居宅介護事業所「ひより」	518-0615	名張市美旗中村2327番地	48-7202
憩いの家ファボール	518-0426	名張市つつじが丘南6番町230番地	41-0830
名張やわらぎの郷	518-0465	名張市赤目町丈六414番地1	51-4001
多機能ホームゆり	518-0485	名張市百合が丘西5番町2番地	62-2345

小規模多機能型居宅介護とは

事業所への「通い」サービスを中心に、利用者の状態や希望に応じて、自宅に来てもらう「訪問」サービス、「泊まる」サービスを柔軟に組み合わせて利用することができます。

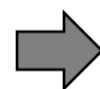
介護保険のサービスをご利用になる場合は、利用を始める前に、利用するサービスの内容を具体的に盛り込んだ「ケアプラン（介護サービス計画書）」を作成する必要がありますが、**小規模多機能型居宅介護のサービスを利用する場合は、その小規模多機能型居宅介護事業所のケアマネジャーがケアプランを作成します。**

（この場合、裏面に掲載している居宅介護支援事業所と契約する必要はありません。）

小規模多機能型居宅介護サービス利用の手順

利用する小規模多機能型居宅介護事業所を決めます。

上記事業所一覧から事業所を選び、契約を結びます。
事業所のケアマネジャーと相談しながら、
ケアプランを作成します。



作成したケアプランに沿って、サービスを利用します。

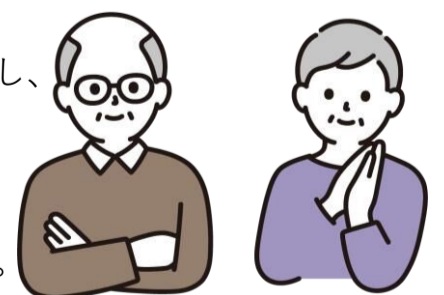
事業所との契約について

利用者は、利用する個々のサービスごとに事業所と利用契約を結ぶことになります。

思わぬ不利益やトラブルを防ぐために、契約書や重要事項説明書は、必ず書面でとりかわし、サービスの内容や利用料・キャンセル料など、記載事項はよく確認しましょう。

なお、サービスの利用開始後も事業者を変えることができます。

サービスの利用に当たって気になることがあれば、ケアマネジャーに相談してみましょう。



※ 厚生労働省「介護サービス情報公表システム」でも全国のサービス提供事業者・施設を検索することができます。
(<https://www.kaigokensaku.mhlw.go.jp>)